

令和 2 年

第 2 回太宰府市定例教育委員会会議録

令和 2 年 2 月 19 日

太宰府市教育委員会

令和2年第2回（2月）定例教育委員会会議録

1 開会及び閉会に関する事項

- | | | |
|---|-----|--|
| 1 | 日 時 | 令和2年2月19日（水）
午後2時00分開会
午後3時59分閉会 |
| 2 | 場 所 | 太宰府市役所3階 庁議室 |

2 出席委員の氏名

教育長	樋 田 京 子
委 員	野 中 秀 典
委 員	武 藤 佳穂里
委 員	桑 野 裕 文
委 員	日下部 寛 行

3 欠席委員の氏名

なし

4 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長	江 口 尋 信
学校教育課長	鳥 飼 太
文化財課長	城 戸 康 利
スポーツ課長	安 恒 洋 一
文化学習課長	百 田 繁 俊
社会教育課長	木 村 幸代志
学校教育課副課長	八 尋 純 次
指導主幹	井 上 和 信
指導主幹	田 中 稔 彦
指導主幹	古 田 信 也
指導主幹	丸 山 晴 幹
教務係	安 部 智 之
教務係	瓜 生 美 咲

2月定例教育委員会会議次第

1 開 会

2 今回会議録の署名委員 日下部 寛 行 委員

3 報 告

(1) 教育長報告

(2) 各課・館の月間主要行事報告

(3) 各課・館の月間主要行事計画

(4) 令和元年度全国及び県体カテストの結果について

4 審 議

議案第1号 令和2年度太宰府市教育施策要綱について(継続審議案件)

議案第2号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

議案第3号 太宰府市文化財保存活用地域計画策定委員会規則について

議案第4号 太宰府市図書館条例の一部を改正する条例について

議案第5号 太宰府市民図書館運営規則の一部を改正する規則について

議案第6号 太宰府市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

議案第7号 太宰府市文化行政推進会議規程の一部を改正する訓令について

議案第8号 太宰府市地域活動指導員規則の一部を改正する規則について

議案第9号 太宰府市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について

議案第10号 太宰府市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第11号 太宰府市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について

議案第12号 令和元年度太宰府市教育費補正予算案(第7号)について

議案第13号 令和2年度太宰府市教育費予算案について

5 閉 会

午後 2 時 00 分 開会

○樋田教育長

皆さんこんにちは。今日は全員出席です。

令和 2 年第 2 回太宰府市教育委員会 2 月定例会を開催します。

[会議録の署名委員]

○樋田教育長

今回の会議録の署名については、会議規則第 14 条第 2 項の規定により、日下部委員を指名します。よろしくお願ひします。

[教育長報告]

○樋田教育長

それでは、早速報告に入ります。

私からの報告は、新型コロナウイルスの関連です。今、中国の日本人学校に通っている子どもたち、小学生、中学生ですが、様々な状況の中で帰国をしてくれています。そして、現状としては逆に中国に入国拒否をされるということで帰れません。それから、中国の日本人学校が閉鎖をされているという非常に中途半端な状況になっています。全国的な動きの中で、文科省からも、そういう児童生徒については各自治体、教育委員会の柔軟な受け入れを含めて通知が来ています。本市も、ご相談があり、結論としては、中学生を 1 人、小学生を 4 人、市内の 3 小中学校に今週から来週にかけて受け入れるということで決定をしています。この間、学校や保護者等と協議しながら、準備を進めてきたところです。

もう帰国して、3 週間、4 週間たっており、健康状態からも問題はないと思いますが、一番心配されるのは風評被害で子どもたちが人権侵害に遭うようなことがあってはいけないということです。そこも留意しながら、全国的な動きですので、適切な対応をしながら、子どもたちの学習権の保障をしていきたいと思っています。

報告は終わります。

[各課・館の行事報告及び行事計画]

○樋田教育長

それでは早速、各課・各館の月間主要行事関係に入りたいと思います。

まず社会教育課から説明をお願いします。

○社会教育課長

資料の 1 ページをご覧ください。

2 月の行事報告です。2 月は先週 14 日、教育委員会主催の家庭教育学級の合同閉講式を行っています。

22 日は中西先生の講演会に引き続き、子ども・学生未来会議。

23 日は人権まつりを開催する予定になっています。

29 日が少年の船協会の総会ということで、令和 2 年の事業に向けて動き出すことになっています。

続きまして、3ページをご覧ください。

3月の行事ですが、8日に福岡県のアンビシャス広場の対抗紙飛行機大会が太宰府市のとびうめアリーナで開催されます。

15日、子ども会リーダー研修会の事前研修で、新6年生を対象とした研修会。

21、22の1泊2日でこのリーダーたちが夜須高原少年自然に行き、研修会の本研修を行うようにしています。

主な行事は以上です。

○樋田教育長

それでは、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

資料の1ページをご覧ください。2月の学校教育課の行事です。

21日金曜日から、23日の日曜にかけ、プラム・カルコア太宰府のホワイエにおいて、先月1月の20日から25日までの間開催した、中学校の標準服のサンプル展示会を、再度開催することになっています。資料でチラシを配付させていただいています。教育委員の皆様方も、お時間があればご覧になってください。よろしくお願いします。

続きまして3ページをご覧ください。3月の主要行事です。

13日、中学校の卒業証書授与式が4中学校で実施されます。

17日は小学校の卒業証書授与式が市内小学校7校で実施されます。

31日には、小中学校教職員退職者の辞令交付式を市役所の大会議室で執り行う予定にしています。卒業証書授与式については、後ほどまたご案内を差し上げますが、教育委員の皆様参加をよろしくお願いします。

以上です。

○樋田教育長

文化財課、お願いします。

○文化財課長

1ページをご覧ください。2月の行事です。

15日に発見塾の10回目を実施しました。103人の参加で、62%ほどの参加率でした。

29日土曜日に、だざいふ景観・市民遺産フェスタということで、午前中は現地、午後からは太宰府館を中心に行事を行う予定にしています。

3ページをご覧ください。

14日に11回目の太宰府発見塾と、閉講式を実施する予定にしています。

以上です。

○樋田教育長

文化学習課、お願いします。

○文化学習課長

文化学習課でございます。資料の1ページをご覧ください。

1日土曜日、小学生読書リーダー交流会を開催し、各小学校での活動状況を報告いただいた後、リーダーの認定書を交付しています。

15日土曜日、16日日曜日、史跡のまちの“生”歴史ドラマ「旅人」ということで、太宰府市文化スポーツ振興財団主催による、初演の生ドラマを開催しています。

3月の行事予定でございます。資料の3ページから4ページをご覧ください。

14日土曜日、コメディ・クラウン・サーカス。

20日祝日、ホールイベントアシスト事業として、ザ・ソウルマティックゴスペルコンサート。

29日日曜日、東風少年少女合唱団第5回定期演奏会。

会場はいずれもプラム・カルコア太宰府市民ホールで行われます。これら3件については、本日配付資料にチラシを同封させていただいていますので、後ほどご覧いただければと思います。

文化学習課からは以上です。

○樋田教育長

スポーツ課、お願いします。

○スポーツ課長

スポーツ課です。2ページをご覧ください。主なものは記載しているとおりでありますが、23日に福岡地区スポーツ少年駅伝大会が筑紫野市の天拝公園で行われます。これは、太宰府市のスポーツ少年団が事務局を担当しているものです。

24日の聖火リレートランペット隊ですが、急遽欠席の連絡が多くなり、再度日程調整をするということで、延期ということになりました。

続きまして、3月の行事計画です。4ページをご覧ください。

8日日曜日に国分小校区のペタンク大会がスポーツ少年公園で行われます。

あとは、定例的なものです。

スポーツ課からは以上です。

○樋田教育長

何か質問はありませんか。

○桑野委員

例えば社会教育課の3月の予定の21日、子どもリーダー研修、本研修、夜須高原22日まで1泊2日とありますが、新型コロナウイルス関係で、相手とのこともあるので、中止する方向で考えていないのですか。

それから、先ほど別件で久留米地区に確認しましたら、福岡地区のスポーツ少年団駅伝大会は実施ですか。中止じゃないのですか。

○スポーツ課長

今のところやる方向で考えています。今日一応、スタッフ会議がありますが。

○桑野委員

新型コロナに関して、割と早い時期から中止なり延期なりの対応をされているので、太宰府市の教育委員会としても何らかの検討をしてほしいなと思って今発言しました。

○樋田教育長

ありがとうございます。新型のコロナウイルスの対策については刻々と変わっていますので、これからイベントの中止や延期が次々と出てくると思っているところです。

市も、市としての対策本部会議を設置していますので、その中で情報交換しながら、教育委員会だけではなく、市全体としての対策と、今後の方向性についても検討していきたいと思っています。

特に学校関係が困らないように、子どもの健康に十分留意しながら、進めていきたいと思っています。

ほかにございませんか。

太宰府発見塾が、これがラストであるということは皆さんには伝えていましたか。

○文化財課長

改めて言っときましょうか。

○樋田教育長

そうですね。確認としてお願いします。

○文化財課長

太宰府発見塾ですけれども、第13期まででしたが、リピート率が80%になっているということ、それから高齢化が進んでいるということ、内容が非常に高度なものになってき過ぎていたということがあり、初心に戻ることを1回考えたほうがいいのではということになり、今年度で一旦終わりにします。次年度に、太宰府のことを知って、紹介してもらおうという、原点を再確認して、できたら再来年から再スタートができればと考えています。以上です。

○樋田教育長

ということで、1回見直しをするということです。

○文化財課長

これはまだ塾生の方々には伝えていません。塾長と相談して、3月の最終回に塾長から説明をされるということで話を進めています。

○樋田教育長

以上です。

よろしいですか。

[令和元年度全国及び県体カテストの結果について]

○樋田教育長

それでは、次に全国及び県の体力テストの結果について。
学校教育課、お願いします。

○学校教育課副課長

別紙1をご覧ください。令和元年度の全国体力運動能力調査結果の、県から結果が来ましたので、市全体の平均とともに載せています。

まず、全国体力運動能力のほうからです。小学校ですが、全国は対象の学年が決まっております。小学校5年生と中学2年生の男女の体力です。太宰府市は、茶色で囲っているところです。後ろをご覧ください。グラフにしたほうが見やすいと思いましたが、グラフにしています。平均、全国の基準値が50、一番右側の体力の合計を見ていただけたら全体の傾向がわかると思いますが、青色が男子で薄いピンク色が女子ですが、50と49.6という、全体的な力としてはほぼ全国平均ではないかと思えます。

ただ、身長体重が若干劣っています。若干ですけど。49.6や49.3。少し劣るというところがはっきり分かります。あと、課題と思うのは、男女ともに50メートル走が若干低いです。そして、立ち幅跳びが、これも若干ですけど、やや低いです。長座体前屈も少し、50がやや低い値というところなので、柔軟性や瞬発力が、ほんの少しですけれども落ちているというのが分かります。

それから、中学校ですが、グラフを見るとわかりやすいのですが、中学校は非常に高い。体力の合計見ていただくと55.2と54.8ですので、全体より約5ポイント高いです。ただ、身長体重を見ると若干落ちています。それ以外は、ほとんど中学校でしっかりと鍛えていただいて、体力を伸ばしていただいているというのが分かります。ただ、持久走だけが低いのですが、持久走は選択ですので、本市では1校だけしか出していませんので、これは考えなくていいと思っています。中学校ではかなり体力がついているという状況が分かります。

続いて県をご覧ください。青が全国で黄色が福岡で、先ほど言った薄い茶色が太宰府市の平均です。1年生から6年生まであるので非常に見にくいのですが、福岡県と比較して特に劣っているのが立ち幅跳びです。立ち幅跳びを見ていただくとおわかりになるのですが、1・2年の男女と6年の男子以外はすべてマイナスです。それも結構開きが大きくて、4ポイント、5ポイント、6ポイントといったマイナスです。立ち幅跳びが全体的に見たときに、5年生も少しそういう傾向が見られましたが、立ち幅跳びが少し落ちています。これは指導のあり方もあるかなと思います。そういったところで立ち幅跳び、強いて言うとシャトルランも福岡県全体に比べると2ポイントくらい落ちているので、瞬発力や持久力、といったところが課題ではないかなと思っています。県が見にくくて大変申し訳ありませんが、そういった全体的な傾向があるというのを掴んでいただければと思います。

以上です。

○樋田教育長

体力テストの結果について、何かご意見等はありませんか。

○桑野委員

南小学校がかなり落ち込んでいるから、測定の仕方に問題はないのですかね。

○学校教育課副課長

測定は、教師が中心になって、またボランティアの手も借りながらやっているとはおもいますが。少しその辺は課題と思っています。指導の、指導と言いますか、測り方などその辺の徹底がいいかと考えています。

○桑野委員

改善点というのは話し合った内容が全部来ているのですか。

今年度こういう結果になったということで、次年度に対する取り組みとかそういったものについては。

○学校教育課副課長

まだ来ていません。これをもとに、もう一度自分の学校の体力向上プランを見直してもらおうようにしています。

○桑野委員

これからですね。

○学校教育課副課長

これからです。集まるのは。

○樋田教育長

よろしいですか。

太宰府市は、学力向上と合わせて体力向上も目指しているところですが、今の件については、内部の会議の中でも話題になり、測定の仕方によって、随分差が出るのではないかとということも議論しましたが、前に比べて改善されて、測定の仕方は大体よくなってきているという状況はあります。もちろん、課題が残っているところはあると思います。ただ中学校になって体力テストの結果が向上してきます。これは、教科担任と言いますか、専門的な体育の教師がいて、部活動も併せて、運動の機会や教える側の専門的な知識というところが大きく関わっているというのがあります。そうすると、小学校の体育をどうしていくかというのが一つの課題になると考えていますので、もう少し分析しながら、体力向上プランがありますので、各学校で検討していくように働きかけをしていきたいと思っています。

[議案第1号 令和2年度太宰府市教育施策要綱について(継続審議案件)]

○樋田教育長

それでは、次に審議に入ります。

議案第1号についてを議題とします。

○教務係長

議案第1号、令和2年度太宰府市教育施策要綱について。これは継続審議案件になります。

標記について、承認を求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

では、提案理由の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長

資料は、一緒にお送りしていただきました令和2年度の太宰府市教育施策要綱（案）になります。1月の教育委員会にお送りしたときから若干書式を変えています。改善を重ねた結果こういった形にしています。中身については概ね前回どおりですが、書式が変わりましたので、その辺の確認をさせていただきます。

5ページをご覧ください。まず、教育委員会活動の充実で、左側に番号1と打っております。これは、戻りまして表紙の裏ページを見ていただきたいのですが、この施策の取り組み内容で、1教育委員会活動の充実ということになります。これ以降、それぞれ人権を尊重するまちづくりの推進が2、それ以降が3、4、5、6、7と打ちかえています。これまで、左側の施策番号をつけていたのですが、わかりやすくするためにこの番号に合わせています。

○樋田教育長

3ページの番号と合わせているということですね。施策体系の1、教育委員会の活動とか、2、人権を尊重するまちづくりですね。

○社会教育課長

はい。今教育長が言われたように、3ページをご覧くださいと思いますが、ここにも施策体系の番号、1でまず、1教育委員会活動の充実、その後に①で教育委員会の活性化、②教育行政の情報発信ということで、それぞれが、この5ページに出てくるように表示しています。

そこで、5ページにお戻りいただき、1の教育委員会活動の充実については①教育委員会の活性化、②教育行政の情報発信ということで、前回1月までの資料では、今回①の青い色の下に丸三つで、教育委員会における協議の充実を図りますというところをこの表の中に入れて込んでおります。前回はこの表の上にあったのですが、この①②それぞれその下に入れて込んでいます。

新たに追加したものが、その上に基本施策、前回までの分ではここを削除していました

が、改めて、前年度同様基本施策ということを表記しています。内容については、大体前年度と同じようになっています。

そうしまして、①の教育委員会活性化で、左側が主な事業で、今まで、前回の資料ではこの下に成果指標や結果というのを挙げていましたが、これを表の右側に挙げるように、表の並びを変えています。

内容変更点等については以上です。

○樋田教育長

仕様を変えたということです。できるだけ分かりやすいものをとということで、内部で協議しながら改善を加えているところです。

確認ですが、表表紙の裏に、茶色があったところで、教育施策要綱のところの番号が3ページの施策体系1教育委員会活動の充実、1と2とそこが一緒になっています。それが、今度は5ページ以降のそれぞれの各施策の頭の番号と一致しているという見方になります。ですから、この体系を見ていただくと大体どこに詳しいものが出ているかというのがわかるよう整合性をとっているところです。

本日はこの中で、文化財課が、修正をさせていただきたいと思います。

まず、そこからよろしいですか。

○文化財課長

18、19ページです。18ページ②文化財調査の充実の、さらに下の箱の②指定物の適切な洗浄云々というところの成果指標、結果のところ。対応件数が三つ挙げていますが、二つ目「復元・保存処理現場数」と書いているところを、「復元・保存処理現場件数」でお願いします。「件」を入れたいと思います。

もう1件あります。19ページですが、「④文化財整備の推進」の中の②です。「東門エリアの保存活用事業として」という部分ですが、これの2行目の後半「、東門周辺官道の史跡整備」この削除をお願いします。つまり、全体を読みますと「東門エリアの保存活用事業として便益施設「水城館」を中心とした特別史跡水城跡の活用を行います」となります。これは、補助金の関係で、予定はありましたが、官道の部分については、今回は6割カットになったものですから、先延ばしとしました。

○樋田教育長

2カ所ですね。

○文化財課長

はい。以上です。

○樋田教育長

委員の皆様方が事前に見ていただいていると思いますので、もう一度最初から丁寧に見ていきたいと思っています。

まず、裏表紙のところから3ページまでで何かお気づきの点はありませんか。よろしい

ですか。もしまたお気づきになったらおっしゃってください。

それでは、施策の取り組み内容になります、「教育委員会活動の充実」、施策の1のところでは何かありませんか。

○桑野委員

これは新規事業のときは赤で「新」って前回入っていましたよね。それが、5ページ、6ページにかけて、ずっと「新」が消えているのですが。

○社会教育課長

今回「新」が入っているのが「新」です。例えば6ページの中で、今覚えている範囲ではこの②の「人権教育の推進」で「ひまわり講座を推進し」なんてところにも、たしか前回「新」が入っていました。

○社会教育課長

「新」じゃないのにかなり「新」が入っていましたので、その辺は削除しています。

○樋田教育長

削除されてないのもあるかも知れませんね。例えば11ページの⑥の「子ども・未来会議を実施します」の「新」は、逆に消すということですね。

○武藤委員

そうですね。

○樋田教育長

そういうのがあると思いますので、それも含めて見ていただきたいと思います。

○武藤委員

いいですか。

○樋田教育長

はい、どうぞ。

○武藤委員

太字とアンダーラインは、どういう意味で、つけられているのでしょうか。5ページだと②の「教育情勢の情報発信」で「HP」というとこだけ太字な気はしますが。

○教育部長

この「HP」は、ミスです。

○樋田教育長

単純ミスですか。

○武藤委員

ミスですね。

○樋田教育長

では、これは修正ですね。

○武藤委員

アンダーラインが引いてある部分はどういう。

○桑野委員

引いてあるのと引いてないの。

○武藤委員

はい。これは何ですか。

○教育部長

アンダーラインがついている分は指標になります。

○武藤委員

そういうことですか。そして引いていないのが結果ですか。

○教育部長

結果とか実績です。

○武藤委員

というところですか。わかりました。

○樋田教育長

黒い太字でアンダーラインが引いてあるのが成果指標というふうに見ていただくということで大丈夫ですか。

単純ミスもあると思いますので、その辺含めてご指摘ください。

それでは、6ページの2の人権ですね。よろしいですか。

では7ページになります。「生涯学習の推進」ちょっと多いのですが、7ページ、8ページ、9ページで何かお気づきの点はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは10ページです。「社会教育の推進」です。10ページ、11ページで、さっき言いました11ページの上の段の⑥の子ども未来会議の「新」は、消していいですね。

○樋田教育長

よろしいですね。子ども未来会議の「新」を取ります。

○桑野委員

10ページの「社会教育の推進」の基本施策が「家庭、学校、地域」ってなっていますよね。その下の①が「学校・家庭・地域」って順番が変わっているのですよね。細かいことですけど。どちらかに統一されたほうがいいかと。

○社会教育課長

ほかの関係の文書と合わせて、どちらかに統一します。ありがとうございます。

○樋田教育長

これは一応、社会教育ということで、社会教育の側から見たときに、家庭を最初に持ってきているという意図的なところがあったのですが、そのうちばらばらになってしまいましたので、統一をさせたいと思います、文言につきましては。基本施策と①のところもそうです。ほかのところもあると思いますので、確認をいたします。

○樋田教育長

それでは、5の学校教育の充実ですが、これは多いですね。12から16ページまでです。

○桑野委員

15ページの「教職員の資質向上」の「②若年教職員を対象に授業づくりに関する講義、演習をとおした研修を実施します」とあるのですが、各学校に対して意図的にそういうのを年間計画の中に入れるように指導はするのですよね。いつ、誰が、どのような形で研修をするかとかいうことの具体的なものについては、校長会のほうに指示はされてあるのですか。

○教育部長

よろしいですか。

○樋田教育長

どうぞ。

○教育部長

これは学校がというよりも、委員会が若年教員を対象にしてということですか。

○桑野委員

委員会ですか。

○教育部長

はい。ですから、「推進します」ではなくて「研修を実施します」となります。

○桑野委員

これは今までやってきたことですか。

○教育部長

行っている部分もあるのですが、それに加えて、少し拡充ではないですけど、例えば小学校だけ行っていたものを中学校にもという感じです。そういう意味で「新」を記載しているということですね。

○樋田教育長

そうすると、全体的なバランスの中では、今までの改善とか充実っていうことであればもう「新」を取りましょうか。2の新を取り、それから4番のストレスチェックもそうでしょう。

○教育部長

そうですね。これも新しくはないです。

○樋田教育長

その下の教育論文等々についてもですよ。

○桑野委員

初めてではないですね。

○教育部長

「新」じゃないです。

○樋田教育長

この「新」三つ取ります。

そういう見方ですと、14ページの⑤の③「居場所の充実」。

○桑野委員

これももう実施中ですね。

○教育部長

これは、出席ゼロの解消というところは今まで打ち出してないものですよ。調べてないので。これは、新しくこういう視点でというところで「新」を入れています。

○樋田教育長

ということですね。

○教育部長

今までゼロの子を調べてないので。そこに着目しますよという。

○樋田教育長

ということで、「新」を残してよろしいですか。

○桑野委員

はい。

○樋田教育長

そういう状況で見たときに、また戻っていただいてもいいのですが、この12ページの学校運営改善の③はどうですか。

○学校教育課長

滞在時間の縮減までは、そこまではうたってないですよ。

働き方改革自体は、推進しておりますけども、滞在時間の縮減までは出していません。

○樋田教育長

今までは、時間を調べるということでした。今度は実際に月45時間、年間360時間を打ち出されましたので、それを規則の中に入れるかを今検討しています。そんな中で、10%の滞在時間の縮減をするということで、「新」としたということによろしいですか。

○野中委員

ストレスチェックは、もう何年になりますかね。これ100%ではないのですか。もともと、目標は。受検率でしたが、全員受けなければいけないのではないのですか

○教育部長

それが残念ながら100%にならないのですよ。

○野中委員

受けない人がいるのですか。

○教育部長

受検率は上がりました。前は60%くらいからスタートして、今はもう90%にはなっていますが、100%にはまだなってないです。

○野中委員

何でそんな実態なのですか。

○教育部長

いや、受検を促してはいますが、なかなか。

○学校教育課副課長

今年は定期的に状況を見て、100%になってない学校に対しては電話をかけて「まだ100%になってないので呼びかけをお願いします」というのを2回ぐらいやりました。それでも、受検をしない人がいるという実態です。個人情報のことであって、誰が受検したか、してないのかが、私たちにもわからない状況があります。学校も、管理職もわかりません。だから呼びかけるしかないのです。

○教育部長

個別に指導ができないのです。誰かわからないので。

○学校教育課副課長

お恥ずかしい話なのですが。

○野中委員

受検率はでるのですか。学校ごとの。

○学校教育課副課長

出ています。100%の学校もあります。ただ、今年一番低いところが84%ぐらいです。

○樋田教育長

小学校に調査に入らせていただいたところがあります。どうしてこんなに低いのかというところで。

○学校教育課副課長

実際のところは、ハガキをなくしたと言った教員もいます。その人は新しく申請すればパスワードを教えてもらい、受検ができるのですが、教えてもらうのに日数がかかるのです。それで、聞いたときにはもう遅かったという実態もあります。だから、そういうことがないように、委員会としても呼びかけをしっかりとやっていこうと考えています。

○樋田教育長

出さない理由が、出せないのか、出せないにしても、心理的なものなのか、多忙で出せないのか。逆に出不せないというのは様々な問題を抱えていると捉えています。実は、これは受けても受けなくても費用は同じようにかかるので、委員会としては100%を目指しているということで考えています。

あとはよろしいですか。学校教育課。

○学校教育課長

1点修正をお願いします。14ページの⑥の②の右側の欄です。「視線体制」になってい

ますが「支援体制」の間違いです。

○樋田教育長

変換ミスです。「視線」を「支援」に変更お願いします。
学校教育関係はほかに。

○桑野委員

16ページの内容は、これは「新」ですか。

○樋田教育長

民間プールの分です。

○桑野委員

平成2年度でしょう。

○樋田教育長

はい、そうですね。

○桑野委員

「新」でいいのですか。

○樋田教育長

ここは「新」を取りましょうか。「新」取ります。逆に何で、と聞かれますので。実際にはもう太宰府小学校ですということ考えていますので、拡充というふうに言っているのか難しいところですが、一応校数としては拡充をするということです。

それでは、学校教育終わりました、17ページの6の文化芸術の振興は何かありませんか。文化遺産の保護と活用について18から20ページまでは何かありませんか。

○文化財課長

「新」の分ですが、今の流れでいきますと、19ページの一番上の②の「県指定無形民俗文化財「竹の曲」の活動を支援します」は、これはずっとやっていますので、「新」はやっぱり取ったほうがよいと思います。

○樋田教育長

「新」を取ります。19ページの一番上の「新」です。

○文化財課長

それから同じく19ページの一番下、⑤の③出前講座の要望という部分ですが、これも前からずっとしていますので、「新」を取ったほうがよいと思います。

それからもう一つ、20ページ、⑥の③市民遺産の活動ですが、児童への市民遺産の普及

を目的とした絵画コンテストは今年度から実施していますので、これも「新」を取ったほうがよいと思います。

以上お願いします。

○樋田教育長

それ以外に、何かお気づきの点はありませんか。

○野中委員

19ページの文化財整備の推進及び文化遺産の展示のところで、100周年を記念したイベント等を令和2年度から企画されるのですよね。ウォーキングイベントと体験イベントとシンポジウム。100周年を記念してこれからずっと毎年やっていくってということですか。

○文化財課長

100周年を記念して来年度やりますというところですか。

○野中委員

来年度だけの計画ですか。

○文化財課長

100年という点では来年度だけです。取ったほうがいいですか。

○野中委員

単年度のイベントですか。いいですよ。

○文化財課長

はい。

○樋田教育長

よろしいですか。単年度事業ということですか。

ほかにございませんか。

○桑野委員

18ページの①の①です。公有化面積、公有化率、これはやっぱり空欄のままですかね。

○文化財課長

これは、結果のほうですので、2年度が終わったところでの面積と公有化率が入るということですか。

○桑野委員

ぱっと見たときに、現在どのくらいなのかなと思いがちな数字と思ったもので。2年目

だからやっぱりそうなるのですね。

○文化財課長

そうですね。他にも開催回数なども空欄になっているのと同じ取り扱いをしています。

○桑野委員

これ以外にも公有化を行う予定があればですが。表現の仕方が難しいなと思って。

○樋田教育長

ほかにお気づきのところがありますか。今おっしゃっていただいたように、さっき武藤委員からも出ましたように、成果指標、結果というのを一つのところに入れていきますので、そこに対する説明を入れるか、何か、工夫をさせていただいていいですか。

○日下部委員

私も同意見です。これは、成果指標ではかれないところを結果で書くというところで、内容はわかっているのですが、研修会に参加することが目的なのではなくて、その研修会で何を得てくるかが重要という、内容になってくると、成果指標として捉えられるともうすごく危険なことがあると思っています。先ほど、武藤委員からご質問があるまで、どれが成果指標で、どれが結果なのかというところが、理解が全くできていませんでしたので、その点考慮いただければ助かることです。

○樋田教育長

もう少しわかりやすく工夫、改善をしたいと思います。ここで承認いただいても、文言とかについては修正をさせていただく部分が出てくるかと思っています。大きく内容が変わるということではなく、小さな改善というのをさせていただきたいと思っています。

○武藤委員

小さなことですが。10ページの社会教育委員の活動の「地域子供の日」の「子供」は漢字ですが、21ページにある用語集のほうの「地域子どもの日」は平仮名って言うようなところもありますので、「子供」を漢字で書くのであればその統一、こういったことが幾つかあるような感じでしたので、お願いいたします。

○桑野委員

この「地域子どもの日」っていうのは単語として成立している言葉ですか。アスタリスクがついている「地域子どもの日」っていうのは。であれば、そのとおりにしてないのだめですよ。別に、通常の慣例でなくて。

○武藤委員

慣例なくていいです。それに合わせてください。

○樋田教育長

前にご指摘いただいていた「取り組み」とかですね。そういうのも含めて、ちょっと最終チェックをさせていただきます。

○桑野委員

ページを減らす意味で、17ページの文化芸術の振興は前のページに移せないのですか。それと、最後の23ページに一つだけ説明が入っているのだけど、行間を上手くしたら、ページ数を2ページ減らせるのかなと思って。工夫してください。

○桑野委員

ただ、2ページ減らすよりもこれが見やすいという意見も出てくると思いますよ。

○樋田教育長

これも検討しましたが、せめて七つの報告は頭に来るようにしようということです。

○桑野委員

そういう考えがあるのですね。いいです。余計なことを言いました。

○樋田教育長

いいえ。

○武藤委員

用語集はきゅっとなりそうですね。17は。

○樋田教育長

そうですね、用語集の最後飛び出た分ですね。23ページの。

○野中委員

大変だったと思います。

○桑野委員

見やすくていいですよ。わかりやすくて。

○樋田教育長

定着するのは次の年ぐらいかなという感じですが、新たな形式になりましたので、見にくかったところもあります。もう少し精査しながら、成果指標、結果等についてもわかりやすいものに徐々に変えていきたいと思っています。

○桑野委員

今用語集見えて。21ページのギリシャ文字の用語集。表紙の裏の用語集の21ページの

ところ。Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ……。

「Ⅵ」になっています。

○武藤委員

ほんとですね。こっちは「Ⅳ」だけど「Ⅵ」になっています。

○教務係長

済みません、ありがとうございます。

○樋田教育長

こんなに多くの目で見ると、小さいことも気づいていただけます。ずっと、作成しているほうは段々見えなくなってくるので、新たな目を見ていただくと助かります。今のところのミスも含めてチェックをいたします。ほかに何か全体的にお気づきのところはありませんか。

○日下部委員

もう、この要綱に関しては今回が最後ということですね。

○樋田教育長

協議させていただくのは最後ですが、皆様方からまたここっていうことがあったら、ぜひ事務局にお知らせください。実際これつくり上げるのはいつになりますか。これは議会に出しますかね。

○教育部長

議会に出しますけど、承認事項ではないのですよね。連絡として出します。

○樋田教育長

それがいつでしたかね。

○教育部長

3月議会の最終日です。その後、学校に配ります。

3月19日です。

○樋田教育長

ちょうど1カ月あります。その前にはでき上がっていますが、ここ1、2週間で何かお気づきになったらご連絡ください。

○桑野委員

もう確認しておきましょう。今日の時点でもうほぼ完成と。というのは、いろんな成果指標で、ひょっとして思い違いでいろんなものが出てきたときに、またこれでといたら

事務局も大変ですし、逆に変換ミス等が残ったりするので、基本的にはもうこれで私はいいと思います。単純な言葉の間違いなどに気がついたのは、もう個々に伝えればよいと思います。

○樋田教育長

その形でさせていただきたいと思っていますので、今日、承認をさせていただければありがたいということです。

全体的によろしいですか。

○日下部委員

感想ということでよろしいですかね。

○樋田教育長

ありがとうございます。

○日下部委員

何度もこの件について話し合ってきた中で、私はこれまでの要綱に比べても、段階をへて大変よいものになっていると実感をしています。中でも、成果指標を入れたことで、前回以上の手間が各部署にかかっただろうなというところは重々把握をしています。

ただ、今後のために、1点だけ、重複するかも知れませんが、やはり成果指標という物の考え方に関しては、目的達成のため、その事業の妥当性をチェックするであるとか、事業に関するメンバーの意思統一を図るといった部分において大変意味のあるものではないかと、懸念材料として、事業の本質を忘れてしまいがちとか、成果指標達成のための事業に、今後の要綱の主な事業内容が移行していかないように、点検・評価の中で十分に検証をしていかなければいけないものだろうと思っていますので、それだけ付け加えさせていただきます。

以上です。

○樋田教育長

ありがとうございます。今、日下部委員がおっしゃっていた件は、前にもお聞きしていましたので、それを踏まえて大分精査はしましたが、まだまだ、ご指摘の懸念は多く残っていますので、今後よいものになるように、本質を失わないように、つくってまいりたいと思っています。

○指導主幹

済みません、22ページに米印の11番があるのですが、Project 3の説明として「太宰府市学力向上宣言」とあります。一応、今、宣言2になっていて、先ほどの文字と同じようにⅡになっておりますけれども、そちらにさせていただけたらと思います。

○樋田教育長

もちろん、そういうのも含めて、もう一度事務局もそれぞれの担当分野の再々チェックをしていただけませんか。

○指導主幹

そしてそれと同じ、2ページにも「学校教育の充実」の中の2行目から1行目にかけて、「向上宣言2」というふうになっておりますので。

○樋田教育長

事務局は現時点でいいですか。よろしいですか。今申し上げたように、もう一度、再チェックをお願いします。そういうことを踏まえて、これで質疑を終わりたいと思いますが、よろしいですか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、この件については、先月からの継続審議案件となりましたので、今回決定させていただきます。

採決を行います。

議案第1号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。

よって、議案第1号は承認をされました。

[議案第2号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について]

○樋田教育長

では次、議案第2号を議題とします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第2号、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について。

この件について承認を求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明を求めます。文化財課長、お願いします。

○文化財課長

資料7ページに条例を載せておりますが、10ページの新旧対照表で説明いたします。これは、現行は文化財専門委員会までで条例の別表をしていますが、新たに10ページにありますように太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会というものを設けるというもので

す。

この地域計画とは一昨年の文化財保護法の改正により、その中に位置づけられた自治体の文化財に関する基本的なアクションプランをつくりますというものです。文化財というのは今まで、太宰府市はそうでもなかったのですが、課題対応型、壊される、なくなることに関してどうするかということが多かったのですが、そこから一步出て、主体的に計画性を持って文化財を保護、保存活用していこうとなり、さらに、法の趣旨としても、社会総がかりで文化財を伝えていこうということになってきました。それに対応するために、地域での保存活用地域計画を作ることになりました。そのための条例改正です。

説明は以上です。

○樋田教育長

今、説明がありました。何か質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、第2号につきまして承認に関する採決を行いたいと思います。

第2号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第2号は承認をされました。

[議案第3号 太宰府市文化財保存活用地域計画策定委員会規則について]

○樋田教育長

続きまして、議案第3号を議題とします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第3号、太宰府市文化財保存活用地域計画策定委員会規則について。
標記について、承認を求めます。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明を求めます。文化財課長、お願いします。

○文化財課長

引き続き、先ほどの条例改正とセットでして、説明しましたように、文化財保存活用地域計画をつくるわけですが、その協議会の規則となります。

3条に協議会15人以内の委員ということで設定をしています。これについては、国の策定等に関する指針というものが出されており、その中で、協議会は多様な関係者の意見を踏まえるということが言われ、協議会には、都道府県・市町村の都市計画、教育、観光等の

関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学・高専教員、学芸員等の必要な者が参画できるとされており、文化財の保存地域計画ではありますが、観光や、まちづくりなども含め、なるべく幅広く、協議会を設定するということで考えています。

任期は2年としています。

先ほど言い忘れましたが、策定に当たっては、来年度でほぼ作成し、これは国の認定を受けるのですが、再来年度、認定を受けたいと計画しています。説明は以上です。

○樋田教育長

何か質問はありませんか。

○日下部委員

1点よろしいでしょうか。

○樋田教育長

はい、どうぞ。

○日下部委員

この活用計画自体にいわゆる期限はあるのですか。

○文化財課長

計画期間という意味でいいですか。およそ5年から10年ということで指針には出ていません。

○日下部委員

ということは、これは、前身としては、平成15年ぐらいに太宰府市文化財保存活用計画策定委員会があったかと思うのですが、これの新しいものということですか。

○文化財課長

委員会は15年からでしたが、17年に文化財保存活用計画ができ、あれをより具体的に具現化するための、アクションプランを10年でどのようにしますというものをここで作成するということですね。それを実行していくというように位置づけられるとご理解いただければいいと思います。

○日下部委員

わかりました。では、今、文化財課長からご説明があったことを踏まえて、前回のものの、委員会が協議会という文言に変わっているというのが1点と、組織の中で策定委員会のときは(3)で市民が入っていたのですが、これが外してあるのは前身の成果を踏まえ、より具体的に進んでいくためという理解でよろしいでしょうか。

○文化財課長

それで結構だと思います。市民という文言は特別出していませんが（3）の中で市民の方に参画いただきたいということは考えています。

○日下部委員

わかりました。ありがとうございます。

○樋田教育長

ほかに質問はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、質疑、討論終わりました。議案第3号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第3号は承認をされました。

[議案第4号 太宰府市図書館条例の一部を改正する条例について]

○樋田教育長

それでは、議案第4号を議題とします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第4号、太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について。

標記について、承認を求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

それでは、提案理由の説明を求めます。文化学習課長、お願いします。

○文化学習課長

それでは、議案第4号太宰府市立図書館条例の一部を改正する条例について説明します。資料は議案書の14ページから17ページをご覧ください。

今回の改正は、休館日に関する規定をわかりやすくし、あわせて、関連する字句を整理するとともに、臨時休館及び臨時開館の際に公示するという他の施設にはない規定を削るものです。

まず、第4条第1項及び第5条の改正については、国民の祝日に関する法律に規定する休日が休館日ではない旨の書きぶりを整えるもので、第4条第2項の改正により、臨時休館及び臨時開館の際の公示を省略します。

また、第8条の改正は、第1条中「図書館法」を「法」と読みかえる規定が既にありま

すので、それに即しました字句の訂正となります。

なお、今回の改正により、休館日及び開館時間が変更されることはなく、臨時休館・臨時開館を実施する際も、公示手続こそ省略しますが、ホームページや館内掲示等により、これまで同様に利用者への事前周知を図ります。

以上、説明を終わります。

○樋田教育長

この件について、何か質問はありませんか。質疑、討論と一緒に承りたいと思います。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、質疑、討論終わりました、議案4号の採決に入ります。

議案第4号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第4号は承認されました。

[議案第5号 太宰府市民図書館運営規則の一部を改正する規則について]

○樋田教育長

続きまして、議案第5号を議題とします。朗読を求めます。

○教務係長

議案第5号、太宰府市民図書館運営規則の一部を改正する規則について。

標記について、承認を求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明を求めます。文化学習課長、お願いします。

○文化学習課長

それでは、議案第5号太宰府市民図書館運営規則の一部を改正する規則について説明します。資料は議案書の18ページから20ページです。

今回の改正は、視聴覚資料の貸し出しに関する規定を改めるほか、関連する字句の整理を行うものです。

第2条第2項の改正は、図書館法の法律番号が欠落していましたので、加えるものです。

続きまして、第10条第1項及び第2項の改正は、現在レーザーディスクの貸し出しは行っておらず、館内に視聴覚資料を利用する場所がないことから、該当箇所を削り、同条第3項の改正は、第2条を削ることに伴う項の繰り上げです。

第21条の改正は、例規上の字句の整理によるものです。

以上で説明を終わります。

○樋田教育長

質疑、討論をあわせて行いたいと思いますが、議案第5号について、質疑、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

では、採決に入ります。

議案第5号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第5号は承認をされました。

[議案第6号 太宰府市教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について]

○樋田教育長

議案第6号を議題とします。係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第6号、太宰府市教委員会公印規定の一部を改正する訓令について。

標記について承認を元求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明を求めます。文化学習課長、お願いします。

○文化学習課長

議案第6号、太宰府市教育委員会公印規定の一部を改正する訓令について、説明します。資料は議案書の21ページから23ページです。

今回の改正は、太宰府市立図書館協議会会長の印の管守者を市民図書館長から文化学習課長に改めるものです。これまで、市民図書館長は太宰府市職員が務めていましたが、平成28年度以降、指定管理者である公益財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の職員がその職にあることから、市民図書館の主管課長である文化学習課長を公印管守者とするものです。

説明は以上です。

○樋田教育長

議案6条について、質疑、討論あわせて行います。何かございませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは採決に移ります。

議案第6号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第6号は承認をされました。

[議案第7号 太宰府市文化行政推進会議規程の一部を改正する訓令について]

○樋田教育長

議案第7号を議題とします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第7号、太宰府市文化行政推進会議規程の一部を改正する訓令について。

標記の件について承認を求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明を求めます。文化学習課長、お願いします。

○文化学習課長

議案第7号、太宰府市文化行政推進会議規定の一部を改正する訓令について説明します。資料は議案書24ページから26ページです。

今回の改正は、第2条第4号の表に関し、令和2年7月1日付機構改革により新設される介護保険課を加えるほか、現訓令制定時に農業委員会事務局を都市整備部門に入れておりました、誤りがありましたので、あわせて改正をするものです。

説明は以上です。

○樋田教育長

ただいまの説明に関しまして、質疑、討論はありませんか。

○日下部委員

1点確認をよろしいですか。介護保険課新設ということで、これは、現状は高齢者支援課介護保険係が、独立するという形になりますか。

○文化学習課長

はい、そのようになります。

○日下部委員

ありがとうございます。

○樋田教育長

ほかに質疑、討論はありませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、採決を行います。

議案第7号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第7号は承認をされました。

[議案第8号 太宰府市地域活動指導員規則の一部を改正する規則について]

[議案第9号 太宰府市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について]

[議案第10号 太宰府市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について]

○樋田教育長

議案第8号から議案第10号までは会計年度任用職員に関する改正となりますので、一括して審議します。教務係長の一括朗読を求めます。

○教務係長

議案の順に続けて朗読させていただきます。

議案第8号、太宰府市地域活動指導員規則の一部を改正する規則について。

議案第9号、太宰府市教育委員会事務局等職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則について。

議案第10号、太宰府市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について。

標記について、承認を求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

それでは、提案理由の説明を求めます。社会教育課長、お願いします。

○社会教育課長

お手元の資料の28ページに「太宰府市地域活動指導員規則の一部を改正する規則」ということですが、29ページに新旧対照表が載っています。

第7条指導員の報酬等は、現行で「太宰府市嘱託職員に関する規則による」となっている部分が「太宰府市会計年度任用職員に関する給与、費用弁償及び旅費に関する規則による」に変わります。もとなる規則が変更になるものであります。

続きまして、議案第9号については32ページをご覧ください。これについても、現行のが、「この規則において、職員とは事務局等に勤務する職員（臨時または非常勤を除く）をいう」となっていますが、この部分が、「この規則において職員とは事務局等に勤務する職員（会計年度任用職員、臨時的に任用された職員）」と変更になっています。

続きまして、第10号の太宰府市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてですが、これについては37ページをご覧ください。2の表ですが、現行が1、報酬、7、賃金となっている部分が、右側で、1、報酬、2、給料、3、職員手当等、4、共済費と、表の中身が変わります。この三つはいずれも、臨時嘱託職員制度というのが、会計年度任用職員制度に変わります。参考資料の条文関係の最後の24ページからに、制度の移行のことが載っていますが、これは、地方自治法の改正により、太宰府市のみではなく、全国一斉にこういった表自体、制度が変わることになり、それにあわせて、文言等を変えているものです。

以上です。

○樋田教育長

参考資料の最後に、会計年度任用職員とは何かと、どんな制度改正になるのかという資料をつけているところです。いろいろなところでこの言葉が使われていて、移行に関しては何年か前から準備をされてきています。この件でおわかりにならないこととかはありますか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、質疑、討論については第8号から10号まで一括してお受けしたいと思います。何かございませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

採決については各号になりますので、第8号からの採決を行いたいと思います。

では、議案第8号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。議案第8号は承認をされました。

続きまして議案第9号につきまして、採決いたします。

承認される方については挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

ありがとうございます。全員挙手です。従いまして、議案第9号は承認をされました。

続きまして、議案第10号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。従いまして、議案第10号は承認をされました。

[議案第11号 太宰府市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について]

○樋田教育長

それでは、議案第11号に入ります。11号について教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第11号、太宰府市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について。
標記について、承認を求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明をお願いします。学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長

それでは議案第11号、太宰府市立学校管理運営規則の一部を改正する規則について、説明します。お手元の資料の41ページ、42ページお願いします。

今回ご審議いただきます学校管理運営規則の一部の改正は、福岡県立学校管理規則の一部が改正され、2月1日で施行されたことに伴って行うものです。

今回の改正は、主幹教諭に、児童生徒の養護または栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を含むよう明記するとともに、養護教諭または栄養教諭が主幹教諭に昇任した場合に、養護をつかさどる主幹教諭を置く場合は養護教諭を、栄養をつかさどる主幹教諭を置く場合は栄養教諭をそれぞれ置かないことを可能とする規程を整備するものです。

説明は以上です。

○樋田教育長

学校管理運営規則について、一部改正ですが、何か質問はありませんか。

○桑野委員

最初に県の改訂とおっしゃいましたか。

○学校教育課長

はい。

○桑野委員

そこをもう1回お願いします。

○学校教育課長

福岡県立学校管理規則というものがあまして、そちらの改正が2月付でされています。

○樋田教育長

よろしいですか。

○桑野委員

わかりました。はい。いいです。

○樋田教育長

学校の管理運営規則に載せることによって、よりきちんと明確にするという手続上のものです。よろしいですか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、議案第11号の採決に入ります。

議案第11号を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第11号は承認をされました。

[議案第12号 令和元年度太宰府市教育費補正予算案(第7号)について]

○樋田教育長

では、議案第12号を議題といたします。朗読を求めます。

○教務係長

議案第12号、令和元年度太宰府市教育費補正予算案(第7号)について。

標記について、承認を求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明は、社会教育課長からでいいですか。

○社会教育課長

お手元の資料の別冊2になります。令和元年度太宰府市教育費補正予算案(第7号)歳入歳出事項別明細書、2枚紙ですね。その1枚目の裏面をご覧ください。

小学校と中学校の施設整備費、工事費ですが、今回、国に申請していました補助が採択され、3月補正で計上するようになったものです。

まず、左上に10款教育費 2 項小学校費 1 目学校管理費で、右側に151小学校施設整備費で、委託料が校舎等改造工事設計管理等委託料279万円、工事請負費で校舎等改造工事費が1億945万円。合わせて1億1,224万円。これは水城西小学校になるのですが、校舎の改造の工事費になります。

それと、その下の10款 3 項 1 項の右側の151中学校施設整備費13委託料、同じく校舎等改造等工事設計管理等委託料で372万5,000円と、15番の工事請負費で2億8,847万円。これは太宰府中学校の体育館の改修工事になります。

以上、この2校分が採択を受け、3月補正で計上し、当然ながら工事はこれからになりますので、2枚目の裏面になりますが、繰越明許費ということで、いわゆる実質、令和2年度に予算を繰り越すということで、それぞれ水城西小学校大規模改造事業1億1,224万円、太宰府中学校大規模改造事業2億9,219万5,000円の2件を3月議会に提案するようにしています。

以上です。

○樋田教育長

3月補正予算案ですが、この件について何か質問、ご意見等はありませんか。よろしいですか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、議案第12号の採決を行います。

議案第12号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第12号は承認されました。

[議案第13号 令和2年度太宰府市教育費予算案について]

○樋田教育長

続きまして、議案第13号を議題とします。教務係長の朗読を求めます。

○教務係長

議案第13号、令和2年度太宰府市教育費予算案について。

標記について、承認を求める。

令和2年2月19日、太宰府市教育委員会教育長、樋田京子。

○樋田教育長

提案理由の説明を求めます。社会教育課長、お願いします。

○社会教育課長

では、今度は別冊の3になります。

まず、表紙に今和2年度太宰府市教育費予算（案）事項別明細書で、左側に歳出で、10款教育費ということで1ページから19ページまでが歳出関係になります。

真ん中は歳入で、こちらが、13、分担金負担金、20ページから、右側の22款市債までの24ページまでです。25ページが債務負担行為、26ページが地方債となっています。

開いていただき、1枚目の裏から具体的な項目になりますが、説明しますのは赤い蛍光ペンをつけている部分が、前年度と比べて大きく伸びたものや新規の事業等になります。それを担当課長から説明していくようになりますので、よろしくお願いします。

では、まず2ページの分は学校教育課長です。

○樋田教育長

2ページのチェックがついている部分を中心に説明します。学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長

それでは、2ページの学校教育運営費の1の主なものとして、13節委託料、及び14節の使用料及び賃借料について説明します。

まず、13節の委託料です。主なものとして、現在、計画的に整備を進めていますICT関連の委託料についての説明です。ネットワークシステム補修委託料として529万2,000円を計上しています。これは教育情報ネットワークのメールサーバー、それからファイルサーバー、それから学校に設置しています無線LANのアクセスポイントの補修維持費用の分です。

続きまして、ICT支援業務委託料として、1,402万5,000円を計画させていただいています。これは、各小中学校内に整備しているパソコン、電子黒板などのICT機器を、技術面、運用面できめ細やかな支援を行い、授業で有効活用していただくために、小中学校のICT機器支援員を派遣するというものです。

続きまして、14節使用料及び賃借料です。使用料及び賃借料の主なものとして、教育情報ネットワーク機器賃借料として2,012万7,000円を計上しています。これは、先ほど委託料で説明しました教育情報ネットワークのメールサーバー、ファイルサーバー、学校の無線LANのアクセスポイントをリースしていますので、その機械の賃借料です。

続きまして、電算機等の賃借料として、5,478万2,000円を計上しています。これは、学校の図書室、パソコン教室に設置しているパソコン、それから小中学校の学習用のタブレット、大型提示装置などをリースしていますので、その機器の賃借料です。

次に、ソフトウェア等ライセンス使用料といたしまして235万3,000円を計上しています。これは、小中学校に配置しているパソコンのソフトウェアのマイクロソフトofficeのライセンスの使用料です。

学校教育運営費については、主なものとしては以上です。

○樋田教育長

全体的にマーカーつけた分を全課説明してよろしいですか。その中で、また全体的なご

質問を受けるという形でよろしいですか。

それでは、マーカーをつけたところをいきたいと思います。

次は6ページになります。

○学校教育課長

6ページになります。小学校管理運営費です。小学校管理運営費のうちの主なものとして、こちらも13節の委託料と14節の使用料及び賃借料について説明します。

委託料の主なものとして、まず水泳指導業務の委託料、それから事務補助業務委託料について説明します。

水泳指導業務委託料として1,972万5,000円を計上しています。今年度から、水城小学校及び水城西小学校で行ったこの事業ですが、現在アンケートを実施しており近日中にその結果が集約できる見込みです。水泳事業が行われている間は、特に大きな問題もなく、事業はおおむね良好に実施できたものと考えています。来年度は、今年度の2校に加え、太宰府小学校にも民間プールを利用した水泳事業を実施する予定です。

続きまして、事務補助業務委託料として2,032万8,000円を計上しています。各小学校には、現在1名の事務補助員を配置しており、今年度までは市の直接雇用を行っていましたが、来年度から、民間業者にこの業務を委託することとなりました。事務補助員7名分の委託料として計上しています。

続きまして、14節の使用料及び賃借料です。使用料及び賃借料の主なものとしまして、プールの使用料として110万円を計上しています。昨年度まで、夏季休業期間中に各小学校のプールを希望に応じて開放していましたが、一昨年の猛暑により、プール開放の希望が減少し、今年度から、各学校のプール開放にかえて、全児童に対して市民プールの無料使用券を2枚ずつ配布しています。来年度も同様に、市民プールの無料使用券を配布しますので、その使用料として、こちらの予算を計上するものです。

説明は以上です。

○樋田教育長

学校関係はここで終わりました、続きまして、社会教育課ですね。

○社会教育課長

では、その下の段になります。151の小学校施設整備費について説明します。

まず13節の委託料ですが、ここに5項目載っていますが、一番上の樹木維持等管理委託料は、学校の樹木、草木等の草刈り剪定となります。一番下の校舎等管理委託料は、学校内のエレベーター、リフト、空調等の管理委託料になります。メンテナンス等の委託料になります。真ん中三つは、各工事の設計等の委託料となります。

14節の使用料及び賃借料ですが、これについては、今、設置している水城西小学校、太宰府西小学校、そして今工事しています水城小学校の仮設校舎のリース料金になります。3校合わせた年額になります。

15節の工事請負費については、2,400万円で、これは7校合わせたの額になりますが、学校等から要望等が出ている各種工事を行う金額となっています。

以上です。

○樋田教育長

7ページの補助費は。学校教育課、お願いします。

○学校教育課長

7ページの要・準要保護児童関係費です。こちらは、就学援助対象の世帯に対して、学用品などの購入補助として、年3回7月12月3月に分けて、支払いしています。今年度新たに卒業アルバム代が、その費目の中に追加されました。ということで、説明に加えさせていただきます。

以上です。

○樋田教育長

8ページです。8ページの13、お願いします。

○学校教育課長

8ページです。中学校管理運営費の内、主なものとしてこちらの委託料について説明します。

委託料の主なものとして、先ほど小学校管理運営費でも触れましたが、事務補助員の委託料です。事務補助員の委託料として1,161万6,000円を計上しています。小学校と同様に、各中学校に1名ずつの事務補助員を配置していきまして、今年度の直接雇用から、来年度から民間業者に委託ということに変更しましたので、4名分の委託料を計上しています。

以上です。

○樋田教育長

その下の151をお願いします。

○社会教育課長

中学校設置整備費13節委託料は、これも小学校と同様ですが、樹木管理委託料です。

それと、四つ目の校舎等管理委託料はエレベーターや空調等になります。真ん中二つが工事関係の設計管理委託料になります。

14節の使用料賃借料は、中学校は今工事中、設置中の学業院中学校と太宰府西中学校の仮設校舎のリース料になります。工事請負費が、校舎等補修工事ということで、4校合わせて1,200万円ということで組んでいます。

その下の施設改修工事というのはそれと別途に、学業院中学校で、消防から指摘があります、防火シャッターの工事があり、これで1,448万9,000円計上しています。

以上です。

○樋田教育長

それでは、9ページ、一番右上ですね。

○学校教育課長

中学校費の要・準要保護生徒関係費です。こちらは先ほどの小学校費と同様、アルバム代が今年度から追加されたという内容の変更です。

以上です。

○樋田教育長

10ページ。成人式関係、お願いします。

○社会教育課長

140の成人式関係費ですが、11番の需用費印刷製本費ということで15万4,000円計上しておりますが、これは成人式の、委員の皆様にお渡ししたかと思いますが、当日のパンフレットです。お祝いの言葉などを載せたものですが、これを例年予算化して発注していましたが、今回の成人式の分から、民間企業から協賛金を募るという形で、代わりに、協賛金をいただいた企業広告を載せて経費削減し、その分でパンフレット作成することで、11万円のパンフレット代がゼロになったということで、その分減額になったというものです。

○樋田教育長

11ページです。11ページの真ん中より少し下ですね。

○社会教育課長

144番、地域学校共同活動推進費ですね。これは、前回の会議でも説明しましたが、「放課後子ども教室」を、令和2年度から、まずモデル的に始めるため、太宰府西小学校で始める準備をしていますが、それに関連する予算で、まず講師謝礼ということで、コーディネーターということで「放課後子ども教室」のお世話をさせていただく方への謝礼が31万4,000円です。講師謝礼はコーディネーターへの謝礼と、あと基本的には活動に当たっては地域の様々な特技をお持ちの方をお呼びするようには考えていますが、若干の講師謝礼ということでこちらに、コーディネーターの謝礼が1万円の2人で12月ということで24万円、その講師謝礼が14万4,000円ということで、予算計上しています。

以上です。

○樋田教育長

13ページ、282ですね。右下です。

○文化財課長

文化財です。13ページ、282、水城跡整備事業費ですが、先ほども説明しましたが、これの15工事請負費、水城跡保存修理工事ということで、東門の官道の整備ができなくなりましたので、西門の土塁の保護の工事と樹木整理で4,131万4,000円を計上しています。

引き続きまして、283、大宰府跡等整備事業費ですが、これは水城以外の史跡の整備事業に当たります。そのうちの13節委託料、それから15節工事請負費の下の段の文化財保存

修理整備工事は、史跡でもありますが、市の指定文化財になっています、観世音寺の北側にある日吉神社の社殿が江戸時代の建物であることがわかり、市の指定文化財になり、都市計画課が所管している歴まち事業の中で修理を行いました。修理を行ったところ、周囲の樹木が覆いかぶさっていて大風が吹くと枝も落ちてきて、修理したのに傷む可能性が非常に高いということがわかり、この社叢についても同じく歴まち事業の予算でこの樹木の整備をするというものです。これが、委託料が80万3,000円で、文化財保存修理整備工事が315万7,000円ということで計上しています。

続きまして、7目文化財活用費の、280、史跡整備協議会等関係費。この中で②給料一般事務員というのは、ご承知のとおり、来年度、全史協の総会・大会を太宰府市で行うのにあたり、そのための事務を行ってもらう方を1人お願いするために予算を計上しています。それから、19節負担金補助及び交付金の上から二つ目。全国史跡整備市町村協議会負担金504万。これについては、大会を遂行するに当たっての市の負担金ということです。

続きまして、7目の、282番、文化財保存継承事業ですが、この報酬、それから次の15ページの旅費、13節の委託料の三つについて、先ほど説明しました文化財保存活用地域計画策定のための委員と、その委員の費用弁償、それから策定の委託料、この三つを計上しています。

それから同じページの8目、これは先ほどの会計任用で制度が変わったので、賃金から発掘作業員作業員が、報酬に変わるものです。文化財調査費の280以降で、報酬で発掘調査整理員と文化財専門員になっていますが、これも制度の変更によって、賃金から報酬に変わったものです。

281番の原因者負担分文化財調査費も発掘調査整理員とあるものは、賃金から報酬に変わったものです。

以上です。

○樋田教育長

それでは、18です。オリンピックですね。

○スポーツ課長

保健体育総務費の132オリンピック関係について説明します。

5月12日火曜日に聖火リレーが本市で開催されます。西鉄太宰府駅前広場付近の参道をスタートとし、太宰府政庁跡をゴールとしています。その中での費用となります。8節報償費ですが、スタート地点とゴール地点に2名ずつ看護師を派遣して非常時に備えます。11需用費ですが、これはリレーを盛り上げたり応援したりするグッズ、転倒の場合等の消耗品等を予定しています。

続いて、13節委託料ですが、イベント委託料として、出発地点でミニセレブレーションという儀式を行いますので、その際のステージや、音響、幕、MC等を委託するものです。

最後に、19節負担金補助金及び交付金ですが、これは県が一括して契約している部分で、2分の1を県が負担し、2分の1を市が負担するというので協定を取り交わす予定になっていますので、内容としては、警備員の派遣とか道路交通規制に伴う機材、予告看板、のぼり、横断幕等が予定されています。

説明は以上です。

○樋田教育長

それでは、25になります。第2表の債務負担行為についての説明をお願いします。

○学校教育課長

まず1行目の、小中学校学習用タブレット・PC賃借料（第2期分）です。こちらは期間としては令和3年度から令和7年度の間で、限度額として5,270万9,000円です。こちらは、令和2年度中に学習用タブレットパソコン300台を小中学校に5年間のリース形式で導入する計画を進めています。その長期契約を実行するために債務負担を設定するものです。

続きまして、4段目、中学校学校用務員業務委託料の追加分です。期間としては令和3年度で、限度額が264万円です。現在、市雇用の再任用の用務員が、今年度末をもって退職することに伴い、現在、用務員業務を民間に委託していて、そちらに、その退職される分の1名を債務負担行為の追加で設定するものです。今年度中に、令和2年4月1日から令和4年3月末までの2年間の1名分を増額した変更契約を行う予定です。令和2年度分の予算は、当初予算に計上していますので、令和3年度分のみ、債務負担の設定を行うものです。

以上です。

○樋田教育長

予約システムは文化学習課長、お願いします。

○文化学習課長

文化学習課です。施設予約システム構築委託料及び施設予約システム使用料についてあわせて説明します。

これは現在、市の文化施設体育施設の予約管理に使用していますシステムが、令和3年3月31日で契約切れとなりますので、新システムの構築に当たり、令和2年度中に業者の選定及び構築業務が発生することになります。よって、これらの準備契約行為を遂行するに当たり、財源の担保をする必要があるため、それぞれ令和2年度を起点とする債務負担行為を設定しています。実際の支出については、構築委託料は令和3年度のみ、使用料については令和3年度から令和7年度までの5年度にわたって支出ということになりますので、令和2年度の歳出予算としては、これら2項目についての額は計上していません。

説明は以上です。

○樋田教育長

最後になります。26ページ。

○文化財課長

26ページ、地方債です。史跡地公有化事業債3億5,000万です。これは史跡地の公有化

に伴うもので、毎年、地方債を起こし、2年据え置き後に、8年で償還するものです。それについて、80%の国、15%の県の補助がつくというものです。これは、来年度の史跡地公有化に伴う地方債であります。

以上です。

○樋田教育長

ピックアップして説明しました。今の説明された分、またそれ以外でも結構ですが、質疑、討論あわせて行いたいと思います。

○日下部委員

もう一度だけ教えていただきたい点があります。8ページの防火シャッターに関して、消防署から指摘を受けたのはどこの学校か教えてもらっていいですか。

○社会教育課長

この分は学業院中学校です。

○日下部委員

学業院中学校。これに関連してなんですが、学校施設等への消防署の立ち会い検査というのは隔年で行われているものになるかおわかりでしょうか。

○社会教育課長

ちょっと頻度までは把握できていません。

○日下部委員

わかった時点で結構ですので教えていただければと思います。

○樋田教育長

ほかにございませんか。

○武藤委員

7ページの、卒業アルバム代を今度から、要保護児童のお金としてできるということで、ほんとにうれしく思っています。

それで、これは提案ですが、1冊の単価自体を下げるような努力というのもとても必要だと思っています。一般家庭の負担も少なくなるし、税金の無駄使いというか、そういうことも考えて、しっかり定価自体を考えていただき、価格の算定や業者の選定もしっかりお願いできたらと思います。

すばらしいことだなど思っています。ありがとうございます。

○樋田教育長

各学校が各写真店や会社と個別に契約を結んでいます。

○武藤委員

そうなのですね。一括じゃないのですか。

○野中委員

学校単位です。

○樋田教育長

学校単位なのですね。だから、学校によって大きさも厚さも仕様も、紙の質も全然違うという状況なので、学校によって値段が違うのです。確かにそうですね、高いですよ。

○野中委員

業者も違いますね。

○武藤委員

そういう点の見直しや、ある程度の統一で数が増えることによってまた単価が下がってくるって、制服と同じことだとは思いますが。

では、普通の写真の業者も全部違うのですか。

○教育部長

だから、写真業者が扱いますから。

○武藤委員

多分しますよね。

○教育部長

2年間契約するのが一般的。

○武藤委員

今幾つの業者が入っているのですか。

○教育部長

4社、5社ぐらい入っているのではないですか。

○武藤委員

そうですか。

○教育部長

見積もりは取っているんですけど。

○武藤委員

それは、学校が決めることですか。

○教育部長

基本的に学校が決めますね。また、子どもの数が多い学校は安くなりやすいです、どうしても。つくる数が少なくなるので、規模によって金額が変わってきます。

○武藤委員

それはそうですよね。

○桑野委員

済みません、今の2年間契約ってというのはどういう意味ですか。

○教育部長

5年生、6年生にずっとカメラマンさんが行事等で写真を撮って、それがアルバムに入っていくのですよ。小学校でいくのですよ。だから、アルバムも含めて、例えば自然教室にもついてこられるし、大体大き目の行事は連絡して全部ついてこられますので、大体5年生のときから積み立てたりしてするというようなパターンですね。

○桑野委員

写真の場合は、技術料という何か変な名称で、1年生のときの入学式などには入っていないですね。

○教育部長

1年生のときの入学式は入っていますが、それはまたアルバムとは別ですね。

○桑野委員

なかなか、業者も何年スパンで更新していくかっていうのは。

○武藤委員

そういうシステムになっているのですね。

○教育部長

写真屋さんとは契約すると、ずっと行事に来てくれるというような。

○樋田教育長

修学旅行なんか一緒に泊まりますもんね。

○武藤委員

そうですね。

○樋田教育長

おそらく、学校で努力はしていただいているとは思いますが。

○武藤委員

あまり差がないような形が望ましいのかなとは思いますが。ありがとうございます。

○樋田教育長

ほかにごいませんか。

[各委員 なしの声]

○樋田教育長

それでは、議案第13について、質疑、討論を終わります。採決を行いたいと思います。

議案13号を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

[各委員 挙手]

○樋田教育長

全員挙手です。よって、議案第13号は承認をされました。

これをもちまして、2月定例会を閉会したいと思います。異議はありませんか。

[各委員 異議なしの声]

○樋田教育長

それでは、これをもって異議なしと認め、2月定例会を閉会します。

午後 3 時 59 分 閉会